



山形県公報

令和3年3月5日(金)
第185号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……167
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……168
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……171
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……172
- 都市計画事業の変更の認可……………(同) ……同
- 同……………(下水道課) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……173
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………174

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……175
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……176
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……177

告 示

山形県告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ナウエルサポート	ナウエルサポートヘルパーステーション南陽 南陽市栲塚360番1	訪 問 介 護	令和 3. 2. 18

山形県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
鶴岡市農業協同組合	鶴岡市農業協同組合福祉サービス 鶴岡市白山字西野191番地	訪 問 介 護	令和 3. 3. 31

山形県告示第135号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和3年2月22日次のとおり通知があった。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

令和3年3月10日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた 協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた 協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	同
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同 双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同 日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同 文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた	

小規模多機能型住宅介護事業かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた	
サポートセンターあさひ	鶴岡市熊出字日鐘31番地3
医療生活協同組合やまがた	
グループホーム和楽居	同日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた	
小規模多機能施設くしびき	同上山添神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた	
しろにし診療所	山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた	
居宅介護支援事業所虹	同
医療生活協同組合やまがた	
住宅型有料老人ホーム共同の家虹	同北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた	
デイサービス虹	同
医療生活協同組合やまがた	
ヘルパーステーション虹	同
医療生活協同組合やまがた	
本部	鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会	
介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会	
介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同
社会福祉法人山形虹の会	
介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同
社会福祉法人山形虹の会	
グループホームかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会	
山形虹の会訪問入浴サービス	同
社会福祉法人山形虹の会	
ショートステイかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会	
特別養護老人ホームかけはし	同99番地1
社会福祉法人山形虹の会	
ショートステイかけはし2号館	同
医療法人健友会	
有料老人ホームてんまの家	酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会	
訪問看護ステーションスワン	同5番23号
医療法人健友会	
認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同2番21号
医療法人健友会	
介護予防特化型通所介護あゆみ	同5番23号
医療法人健友会	
本間なかまちクリニック	同4番12号
医療法人健友会	
本間病院	同5番23号
医療法人健友会	
本間病院居宅介護支援事業所	同
医療法人健友会	

介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会		
高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会		
至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会		
わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会		
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会		
篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会		
千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		
天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会		
山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会		
かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会		
介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番83、97番39、168番83
(2) 森林所有者の氏名
佐藤一夫
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番83、97番39、168番83
(2) 森林所有者の氏名
佐藤與三郎
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番83、97番39、168番83
(2) 森林所有者の氏名
佐藤権治郎
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番90
(2) 森林所有者の氏名
菅原一治
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番102、1番140、1番141、1番145、96番、荒沢字岩屋平45番7
(2) 森林所有者の氏名
菅原多平
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1番143
(2) 森林所有者の氏名
伊藤民吉
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市松根字大滝山4番2、4番31、5番15、5番23、5番36、5番45
(2) 森林所有者の氏名
鈴木弥治右ヱ門
(3) 通知の要旨
令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市松根字大滝山4番31、5番23、5番36

(2) 森林所有者の氏名

渡部治左エ門

(3) 通知の要旨

令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市松根字大滝山5番45

(2) 森林所有者の氏名

原田吉之丞

(3) 通知の要旨

令和2年10月13日付け農林水産省告示第1950号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

山形県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・24号諏訪町七日町線及び3・5・4号香澄町七日町線

3 事業地

(1) 取用の部分 山形市七日町二丁目、三丁目及び四丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

令和3年3月5日から令和10年3月31日まで

山形県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名 称 3・3・2号旅籠町千歳橋線、3・4・28号四日町山家町線及び7・6・1号薬師町宮町線

3 変更の内容

事業施行期間の変更

4 事業施行期間

平成26年2月28日から令和6年3月31日まで

山形県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

中山町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 中山町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）中山町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成元年8月15日から令和8年3月31日まで

山形県告示第140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道寒第127号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
道路の現況	延長 116.3メートル	延長 39.369メートル

- 3 変更年月日 令和3年2月25日

山形県告示第141号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

〃	真室川支店	〃	真室川町大字 新町137番地6
〃	余目支店	〃	東田川郡庄内町余目字 町17番の1

を

〃

〃	余目支店	東田川郡庄内町余目字 町17番の1
---	------	----------------------

に改める。

別表第4中

〃	おおくら支店	〃	〃
---	--------	---	---

を

真室川支店	〃	〃	〃
おおくら支店	〃	〃	〃

に改める。

別表第5中

米沢西支店	米沢市御廟二丁目7番97号	〃	〃
米沢支店	〃 金池五丁目6番1号	〃	〃

を

米沢支店	米沢市金池五丁目6番1号	〃	〃
------	--------------	---	---

に、

米沢駅前支店米沢東出張所	〃 駅前二丁目1番38号	〃	〃
米沢西支店西大通出張所	〃 御廟二丁目7番97号	〃	〃

を

米沢西支店	〃	〃	〃
米沢西支店西大通出張所	〃	〃	〃
米沢駅前支店米沢東出張所	〃 駅前二丁目1番38号	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第32号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

2 老人ホームの項の表中

とかみ共生苑指定短期入所生活介護事業所	〃 富神前6番地
---------------------	----------

を

とかみ共生苑指定短期入所生活介護事業所	〃	富神前6番地	に改める。
グラウンドホームはたごまち	〃	旅籠町一丁目7番23号	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和3年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人マーガレット
 - (2) 代表者の氏名
太田 知治
 - (3) 主たる事務所の所在地
東置賜郡高島町大字高島1349番地2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高島町の児童（学童）に対し、主に学童保育事業を行い、留守家族の放課後及び休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域児童及びその保護者の福祉向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分		日	時	場 所
二 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	令和3年7月4日（日）	午前10時10分から午後5時20分まで	山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校
	設 計 製 図 の 試 験	令和3年9月12日（日）	午前11時から午後4時まで	同 上
木 建 築 士 試 験	学 科 の 試 験	令和3年7月11日（日）	午前10時10分から午後5時20分まで	同 上
	設 計 製 図 の 試 験	令和3年10月10日（日）	午前11時から午後4時まで	同 上

2 受験申込手続

- (1) 受験申込受付期間
令和3年4月1日（木）午前10時から同月15日（木）午後4時まで
- (2) 受験申込方法
センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。
なお、身体上の障がいがありインターネットの利用が困難である場合その他のインターネットを利用した受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和3年4月7日（水）までにセンターの本部（電話番号03(6261)3310）に申し出ること。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話番号023(630)2636）又は一般社団法人山形県建築士会（電話番号023(643)4568）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立高等学校大型提示装置整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁教育庁分室1（14階）
- (2) 日時 令和3年4月15日（木）午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立高等学校大型提示装置整備業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年9月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において当該役務と同種かつ同等の整備を履行した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として当該整備を履行した実績がある者を含む。）であること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 普通教育担当 電話番号023(630)3026
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年3月25日（木）午後1時まで山形県教育庁高校教育課普通教育担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - イ 3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）
 - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
 - (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: The Service of Equipping Yamagata Prefectural Senior High Schools with Projectors: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. April 15, 2021
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3026

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県警察交通情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部交通企画課分析・統計係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和3年1月29日

- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
- 5 落札金額 54,780,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年12月4日